



## Washington D.C. Political and Economic Report

ワシントン情報 (2009 / No.020) 2009年5月22日

三菱東京 UFJ 銀行ワシントン駐在員事務所長

Tomoyuki Oku 奥 智之

+1-202-463-0477, [toku@us.mufg.jp](mailto:toku@us.mufg.jp)

### 米下院委員会で気候変動対策法案を可決

～夏に下院本会議で採決、上院審議は難航の見通し～

下院エネルギー・商業委員会は21日、米国クリーンエネルギー・安全保障法案 (H.R.2454) を33対25の賛成多数で承認した。3月末に同法案のドラフトが提出されて以来、同委員会トップと一部の民主党議員の間では、気候変動対策法案の詳細を巡り駆け引きが続いていたが、先週重要項目で合意が成立。同法案は今週委員会レベルの審議が順調に進み、当初の予定通り、来週の米国休日 Memorial Day 休会前の承認が実現した。同法案はこれより下院歳出委員会での審議に入り、夏には下院本会議で採り上げられる見通し。

#### 【下院民主党内でようやく足並み揃う】

下院エネルギー・商業委員会の Henry Waxman 委員長 (民 California) と同委エネルギー・環境小委員会の Edward Markey 委員長 (民 Massachusetts) が3月31日に発表した米国クリーンエネルギー・安全保障法案 (American Clean Energy and Security Act、以下 Waxman 法案) の草案は、CO<sub>2</sub> 排出権取引制度の導入を通じて、2005年の排出量をベースに2020年までに20%、2050年までに83%の温暖化ガス排出量削減を目指した。先週の合意を受けて、排出量削減目標は「2020年までに17%削減」に引き下げられた。

草案発表時はCO<sub>2</sub> 排出権取引制度の概要については、どの政府機関が排出権取引市場を監督すべきかや、排出権の分配方法などで意見が分かれていることもあり、排出権に関する細かい点は後々の審議の過程で策定するとした。それはCO<sub>2</sub> 排出量の多い炭鉱、石炭火力発電産業や製造業が盛んな州を代表する民主党議員数名が、排出規制のあり方に懸念を示していたことを踏まえてのことで、これらの議員は Rick Boucher 議員 (民 Virginia) や Michael Doyle 議員 (民 Pennsylvania) を中心に、CO<sub>2</sub> 排出量削減の短期的目標緩和や、CO<sub>2</sub> 排出量の多い産業への排出権無料配分などを求めている。

#### 【委員会審議は予定通り開始、承認が実現】

Boucher 議員は合意を受けて、15日に同法案の正式支持を発表。同議員は炭鉱、石炭火力発電産業や製造業界にCO<sub>2</sub> 排出削減対策における柔軟性が認められたこと、及び石炭火力発電所におけるCO<sub>2</sub> 回収・貯蓄に向けての支援が拡大されたことを評価し、他の委員会メンバーにも同法案に賛成票を投じるよう促した。



Waxman 委員長は同日、合意内容を反映した修正法案（H.R.2454）を正式に発表。議会は今週末から Memorial Day（米休日）休会に入るため、同委員長は5月22日までに同法案を承認して、休会終了後に本会議に持ち込みたい意向を明らかにしてきた。そのため予定通りに審議を進めるべく、同法案は小委員会での審議をスキップして、今週から下院エネルギー・商業委員会での同法案審議が始まっていた。とりあえず、当初の予定通りにエネルギー・商業委での審議を終え21日の承認にこぎ付けた。下院民主党指導部が目指す本会議での年内可決に向けて、最初の難関をクリアしたことになる。

### 【クリーンエネルギー・安全保障法案（H.R.2454）の概要】

下院エネルギー・商業委で承認された気候変動対策法案の概要は以下の通り。

#### <第1章：クリーン・エネルギー>

- 再生可能電力基準については、2020年までに各州が供給電力の20%を再生可能エネルギーにより供給することを義務付ける。（草案では2025年までに25%となっていた。）但し、実現が困難な州については12%を再生可能エネルギー供給とし、残りの8%はエネルギー効率化により補うことを認める。
- CO2回収・貯留技術の普及促進に向けて、電力研究所（EPRI）傘下に炭素貯留研究所（Carbon Storage Research Corporation）を設立。年間10億ドルの予算で、CO2回収・貯留技術の早期商業化を目指す。

#### <第2章：エネルギー効率化>

- 2010年までに建築物のエネルギー効率を30%、2016年までに50%改善すべく、建築にかかわる規定を改定。
- 自動車燃料効率基準の一律化に向けて、エネルギー省、環境保護局（EPA）、California州の間で政策調整。

#### <第3章：地球温暖化対策>

- 米国産業の温暖化ガス排出量を2005年排出量を基準として以下の通り削減：  
2012年までに3%削減。  
2020年までに17%削減。  
2030年までに42%削減。  
2050年までに83%削減。
- CO2排出権の35%を発電産業に、地方の天然ガス業者に9%、暖房コスト上昇の際の州による消費者支援に1.5%を無料配分。その他に石油精製業者に2%、鉄鋼・セメントその他のエネルギー集中産業に15%、自動車産業に3%、再生可能エネルギーと効率化に向けて10%があてがわれる。

#### <第4章：クリーンエネルギー経済への移行>

- クリーンエネルギー経済への移行に向けて、残りの排出権は以下のように配分。  
熱帯雨林破壊防止（5%）



- 石炭火力発電所における CO2 回収・貯留に向けての支援 (2%)
- 米国における環境適応 (自然保護など) 向け資金 (2%)
- 国際的環境適応とクリーン・エネルギー技術移転 (2%)
- 大学におけるクリーン・エネルギー研究への資金提供 (1%)
- 職業訓練の支援 (0.5%)

発電産業が盛んな州を代表する民主党議員グループは全体の 40%の排出権の無料配分を求めていたが、最終的に 35%で合意し、これで電力産業の 90%の排出量がカバーされるという。現段階での取り決めでは、現時点で残っている排出権は全体の 15% (300 億~500 億ドル相当) で、これが取引されるのは 2012 年以降となる。Waxman 委員長は、排出権の無料配分は最初の 10 年間のみとし、それ以降は段階的に撤廃すべきとの考えであるが、Boucher 議員はそれ以降も無料配分は続けられるべきとの立場をとっており、排出権制度の詳細を巡っては引き続き交渉が続くものと予想される。

### 【依然として薄い共和党議員の支持】

下院エネルギー・商業委員会メンバー59名のうち、民主党メンバーは 36名、共和党メンバーは 23名。共和党メンバーのほとんどは Waxman 法案に反対しているが、採決時はそのうち 1名が欠席、中道派の Mary Bono Mack 議員 (共 California) が賛成に回った。民主党からは排出規制の地元産業への影響を懸念する 4 議員が反対票を投じたが、同法案は 33 対 25 で通過した。

共和党メンバートップの Joe Barton 議員 (共 Texas) は、「共和党勢力は気候変動対策法案の経済的ダメージを抑制する」ことを目的に、排出権取引制度の導入阻止、環境保護局

(EPA) による温暖化ガス規制の阻止、大陸棚外側の原油・天然ガス採掘の拡大などを盛り込んだ修正案で対決を試みたが、共和党修正案のほとんどは否決された。Barton 議員は時期を見て、共和党の対抗法案を発表する可能性を示唆している。

Waxman 委員長は「(50 年以上前に) 議会が大気汚染法の法案審議を行った時、反対論者は『同法は米国経済を破壊する』と主張した。同法は成立し、大気は浄化され、経済は成長した。」と述べ、「温暖化ガス排出規制」イコール「経済繁栄の終焉」と主張する共和党メンバーを牽制した。同委員長は民主党メンバーが 36 名と多数を保っていることを指摘し、民主党内で 7 人以上が造反する可能性は小さいと見て、今週中の可決に自信を示していた。

### 【今後の見通し】

Obama 政権は当初、排出権のすべてをオークションする案を支持していたが、排出量上限枠設定の目的を達成するために、フレキシブルに対応する姿勢を示していたため、今回民主党内で合意が成立したことを歓迎。温暖化ガスを削減し、エネルギー効率を高めるためには、市場ベースの排出権制度の導入が最も適切であるとして、Waxman 法案を支持している。



Waxman 法案はこれより、下院本会議で採り上げられる前に 8 つの委員会で審議されるが、そのうち審議が最も複雑になると言われるのが歳入委員会である。同委員会での審議では、歳入に関する項目に加えて国内産業をどのように保護するかが焦点となる。

一方、当地コンサルタントらは、下院で成立したとしても、現時点では上院の壁が厚いことを指摘する。今年末に Copenhagen で開催される国連気候変動枠組み条約締結国会議の第 15 回会議 (COP15) までに、Obama 政権は法案成立を目指していくだろうが、微妙ではないかとの声が多い。

(担当：松村詩子)

(e-mail address : [umatsumura@us.mufg.jp](mailto:umatsumura@us.mufg.jp))

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在員事務所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在員事務所長、あるいは担当者にご連絡ください。